

平成 29 年 7 月 28 日

【照会先】

社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室

磯貝 昌彦（内線 2129）

榎本 亮（内線 2133）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3533

報道関係者 各位

臨時福祉給付金（経済対策分（簡素な給付措置））の取組状況を公表します

平成 29 年 6 月 30 日現在

【臨時福祉給付金（経済対策分）】

申請受付	1,727 市区町村	1,944 万人
支給決定	1,712 市区町村	1,851 万人
支給（振込）	1,672 市区町村	1,759 万人

厚生労働省では、臨時福祉給付金（経済対策分（簡素な給付措置））の申請受付や支給（振込）などの取組状況を把握するため、全市区町村を対象とするアンケート調査を実施しています。

このたび、平成 29 年 6 月 30 日時点の結果がまとまりましたので公表します。

【臨時福祉給付金（経済対策分）の概要】

支給対象者：平成 28 年度分の住民税が課税されていない方
（ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護制度の被保護者などは除きます）

支給額：一人につき 15,000 円

申請方法：給付金を受け取るためには、平成 28 年 1 月 1 日時点で住民票がある市町区村へ申請書を提出する必要があります。

申請受付期間は、各市区町村によって異なります。

臨時福祉給付金（経済対策分（簡素な給付措置））の取組状況

（平成29年6月30日現在）

（参考）平成29年5月31日現在

支給事務	市区町村数（注1）		人数（注2）
		全市区町村数に占める割合	
1 申請書発送	1,732	（ 99.5% ）	2,413 万人
2 申請受付	1,727	（ 99.2% ）	1,944 万人（注3）
3 支給決定	1,712	（ 98.3% ）	1,851 万人
4 支給（振込）	1,672	（ 96.0% ）	1,759 万人

市区町村数		人数
	全市区町村数に占める割合	
1,695	（ 97.4% ）	2,387 万人
1,688	（ 97.0% ）	1,796 万人
1,593	（ 91.5% ）	1,557 万人
1,431	（ 82.2% ）	1,306 万人

（アンケート回答市区町村数：1,741全市区町村）

（注1）各支給事務を開始した市区町村数。

（注2）一部の市区町村において、申請受付などの状況を人数単位ではなく世帯単位の件数で把握しているところがあり、その場合は人数を推計している。

（注3）支給対象外の者が申請している場合があり、その数が計上されている。